

(10) 人権教育

■ 現状と課題

本県においては、人権を尊重する社会づくりに向けて、同和問題の解決への取組がその先導的な役割を果たしてきた。

しかしながら、学校や地域によっては、今なお、子どもの生活や学力、進路等に課題が残されていたり、同和問題にかかわる差別意識や偏見等も依然として存在している状況がある。また、女性や子ども、高齢者、障害のある人等に対する人権侵害など、様々な人権問題も発生している。特に、児童生徒に関しては、いじめや暴力、虐待など、人権に関わる問題があとを絶たない状況がある。

こうしたことから、各学校においては、教科等指導、生徒指導、学級経営など、その活動全体を通じて人権が尊重される環境づくりを進めていく必要がある。また、本県における同和教育の歴史と取組の成果を継承し、今後とも児童生徒とそれを取り巻く社会の現実と課題を踏まえ、「和歌山県人権教育基本方針」に則り、一人一人を大切にされた教育を推進するとともに、人権尊重の精神を生活の中で生かせるよう、発達の段階に応じ教育活動全体を通じた計画的な指導を行う必要がある。

■ 人権教育を進めるに当たって

◆ 計画的な取組

ア 児童生徒の実態、地域の実情等を踏まえ、各学校において人権教育の具体的な目標を設定するとともに、各教科等との関係を位置付けた全体計画を作成し、教育活動全体を通して効果的な指導を行う。

イ 年間指導計画の立案に当たっては、「普遍的な視点から人権について学ぶ学習内容」と「具体的な人権課題について学ぶ学習内容」を適切に位置付けるとともに、効果的な教材の開発や指導方法等の工夫改善を行う。

◆ 個別的な人権課題に対する指導

ア 個別の人権課題についての学習を進めるに当たっては、児童生徒の発達の段階等に配慮しつつ、それぞれの地域や学校の実情に応じて、学習内容や指導時期等について適切に取り扱う。

イ 児童生徒や保護者が当該人権課題の当事者である場合があることを認識し、指導に当たっては十分な配慮を行う。

◆ 学校、家庭、地域、関係機関等との連携

ア 学校から家庭、地域及び関係機関等に向けて積極的に情報発信し、関係者の理解と協力を得るよう努める。

イ 校種間の交流・連携を推進し取組の充実を図るとともに、系統的・継続的な人権教育を実践する。

◆ 研修等の充実

ア 教職員一人一人が人権尊重の理念についての認識を一層深め、確かな人権感覚を身に付けられるよう積極的に自己研修に努める。

イ 学校においては、研修計画を作成し、児童生徒理解に関することや各人権課題の現状、人権教育の指導方法、家庭・地域との連携方策など、各学校の実情に応じて研修内容の充実を図る。

■ 指導の重点

◆ 「同和教育」について

ア 子どもの実態、地域の実情等を十分に把握し、保護者や地域の願いを十分受け止め、課題を明らかにして、同和問題の解決をめざす教育を推進する。

イ 同和問題に関する歴史や現状について正しく理解させ、その解決を自らの課題とする自覚を育てる。

ウ 学校教育、社会教育が相互に連携・協力して、保護者や地域の人々の同和問題に関する理解を促進させる。

エ 児童生徒の学力の実態を継続的に把握し、学習指導の一層の充実を図るとともに、家庭、地域との連携を密にしながら、基本的な生活習慣の確立に努める。

オ 学校における進路指導においては、自己実現をめざしていく能力や態度を育成するとともに、一人一人の子どもの適性や実態に応じ、家庭環境や保護者の願いを十分に把握しながら、指導・支援を行う。

◆ 「男女平等の問題に関する教育」について

<p>ア 女性差別の撤廃に関する歴史的経緯と現状について正しく理解させる。</p> <p>イ 個人の人格や個性を尊重し合える人間関係を築く力を養う。</p> <p>ウ 社会的性別（ジェンダー）による固定的な性別役割分担意識を是正する。</p>	<p>エ 日常の教育活動の中で、男女平等が実現されるよう配慮する。</p> <p>オ 性に関する児童生徒の抱える問題に対して、教育相談等の充実を図る。</p>
---	---

◆ 「子どもの人権に関する教育」について

<p>ア 児童生徒が、自分の個性やよさを認識し、自信をもって学校生活を送るとともに、他者の個性やよさについても理解し尊重できる態度が身に付けられるよう指導方法等の工夫を行う。</p> <p>イ 教育活動全体を通して基本的人権尊重の精神を一層徹底するとともに、児童生徒が互いに人権を尊重し合う集団づくりに取り組む。</p> <p>ウ 児童生徒一人一人の人権に十分配慮し、どの児童生徒も「わかる・できる」喜びを共有し合える授業づくりに取り組む。</p> <p>エ 児童生徒が、発達の段階に即して、「児童の権利に関する条約」の趣旨及び内容等について学習する機会を設け、自らが権利の主体であるという意識を高める。</p> <p>オ いじめは基本的人権にかかわる重大な問題である。いじめを未然に防止するために、児童生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう日頃から丁寧な児童生徒理解に努めるとともに、児童生徒の声が教職員に届くよう、相談できる環境づくりに努める必要がある。また、児童生徒が自他の人権を大切にし、自分と違う考えや行動様式に対しても寛容であったり、それを尊重しようとする態度を育成することが大切である。</p>	<p>さらに、障害のある児童生徒が周囲の児童生徒からいじめを受ける可能性があることを認識し、障害への理解を進めるための指導や、互いの違いを認め合う学級経営等が必要である。</p> <p>カ 校則等については、児童生徒の実態、地域の実情等を踏まえて、絶えず見直し、改善することが肝要であり、保護者や児童生徒の意見を聞き、適切に反映できる方法や機会を工夫する。</p> <p>キ 体罰は厳に禁じられるべきであることはもちろんのこと、自らの言動により児童生徒の人格を傷つけることのないよう常に意識して行動する。</p> <p>ク 問題行動等に対する指導に際しては、当該児童生徒や保護者から事情や意見をよく聞くとともに、個々の状況に十分留意し、教育的効果をもつものとなるよう配慮する。</p> <p>ケ 中途退学や不登校等を防ぐための日常の指導に十分配慮する。</p> <p>コ 教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めるとともに、関係機関と連携した適切な対応を行う。また、児童虐待防止に向けた研修の充実を図る。</p>
--	--

◆ 「高齢者の人権に関する教育」について

<p>ア 様々な機会を通じ、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育て、高齢者の人権を尊重する態度を育成する。</p> <p>イ 高齢社会の特徴や課題について認識し、高齢者と共に豊かな社会の実現に向けて努力することの大切さを理解させる。</p>	<p>ウ 福祉施設等におけるボランティア活動への積極的な参加を促し、高齢者の介護や福祉の問題について理解させる。</p> <p>エ 特別活動、総合的な学習の時間等において高齢者との交流の機会を積極的に設ける。</p>
--	--

◆ 「障害者の人権に関する教育」について

<p>ア 児童生徒が発達の段階に即して、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の理念について学習する機会を設ける。</p> <p>イ 特別活動や総合的な学習の時間等において体験活動を積極的に取り入れたり、ボランティア活動への参加を促したりするなど、障害についての理解や、介助・福祉の問題などに関する理解を深めさせる取組の充実を図る。</p>	<p>ウ 特別支援学校と小・中・高等学校との連携や交流を図るとともに、障害のある幼児・児童生徒との交流及び共同学習を積極的に推進し、相互理解を促進する。</p> <p>エ 障害のある児童生徒の発達や社会的自立を支援する環境づくりに努めるとともに、年齢や能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた教育の充実を図る。</p>
---	---

◆ 「在日外国人の人権に関する教育」について

<p>ア 異なる文化や伝統、歴史に対する理解を深め、互いに尊重し合う態度を養う。</p> <p>イ 人種・民族に関する誤った知識や偏見が差別につながることを理解させ、人種・民族問題について正しい理解を深める教育を推進する。</p> <p>ウ 日本に在住する外国人児童生徒が民族的自覚と誇りをもって生き抜く力を養うことができるよう努めるとともに、将来の進路を自ら選択し、自己を実現できるよう進路指導の充実を図る。</p>	<p>エ 児童生徒が、自国の文化や伝統等に対する認識の上に立って、諸外国の生活や文化等に関する理解を深めるよう交流活動を積極的に推進する。</p> <p>オ 各教科や特別活動、総合的な学習の時間等における国際理解教育との効果的な関連を考慮して、計画的に指導を進める。</p>
---	---